業種

番号

備考

整理

簿

番号

※税務署処理欄

部門

決算期

## 特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人が特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の 認定の申請をする場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。(この申請は、青色 申告法人に限ります。)
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。
  - (2) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(1)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。 ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。
  - (3) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(1)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。
  - (4) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。
  - (5) 「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等 が署名してください。
  - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産(3(2)の資産)につき、付表により記載した書類
  - (2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類
- 5 留意事項
  - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、 国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」 の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。